

一部事務組合等の取扱い

《一部事務組合》

○構成市町村が庄内南部市町村に限られる一部事務組合

組合名	〔合併に際しての取扱い〕
・鶴岡市ほか六箇町村衛生処理組合 ・鶴岡地区消防事務組合 ・月山水道企業団	合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務事業及び財産を新市に引き継ぐ。

○構成市町村が庄内南部市町村以外を含む一部事務組合

組合名	〔合併に際しての取扱い〕
・山形県消防補償等組合 ・山形県自治会館管理組合 ・山形県市町村職員退職手当組合 ・庄内広域行政組合	合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
・山形県市町村交通災害共済組合	(組合との協議の上、決定する。)
・東田川郡町村組合	合併まで、合併後の存続体制について、組合で検討、決定する。

《協議会》（地方自治法第252条の2に基づく協議会設置）

協議会名	〔合併に際しての取扱い〕
・庄内視聴覚教育協議会	合併の日の前日をもって当該協議会から脱退し、新市において合併の日に協議会に加入する。
・庄内南部地区合併協議会	合併の日の前日までに廃止する。

※地方自治法第252条の2（協議会設置）抜粋

普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、協議会を設けることができる。

協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

《機関等の共同設置》（地方自治法第252条の7に基づく共同設置）

機関等の共同設置	〔合併に際しての取り扱い〕
・庄内南地区介護認定審査会	合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務事業及び財産を新市に引き継ぐ。

＊地方自治法第252条の7〔機関等の共同設置〕抜粋

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員、同条第3項に規定する附属機関を置くことができる。

協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。（「協議会設置」条項を準用）

《一部事務組合の職員の取り扱い》

○合併することにより、一部事務組合の構成団体が1市になった場合は、市町村間での共同処理事務がなくなり、一部事務組合は解散することとなりますので、一部事務組合の職員は、合併の前日に身分を失うこととなります。

このため、一部事務組合の職員を合併市の職員として合併日に任命することとします。

組合名	計
・鶴岡市ほか六箇町村衛生処理組合	31人
・鶴岡地区消防事務組合	202人
・月山水道企業団	8人

一部事務組合の概要 (庄内南部7市町村関連)

(平成15年10月1日現在)

組合名	所在地	構成市町村等	庄内南部 市町村 (役員・議員)	共同処理する事務	組合議員定数等		
					議員 定数	監査 委員 定数	職員 数
鶴岡市ほか六箇町 村衛生処理組合 (昭和47.4.1設立)	鶴岡市宝田三丁目 13番6号	鶴岡市、藤島町、 羽黒町、櫛引町、 三川町、朝日村、 温海町 (管理者 鶴岡市長)	同左	・廃棄物処理施設の設置、管 理運営	20	2	31
鶴岡地区消防事務 組合 (昭和48.4.1設立)	鶴岡市馬場町8番1 3号	鶴岡市、藤島町、 羽黒町、櫛引町、 三川町、朝日村、 温海町 (管理者 鶴岡市長)	同左	・消防及び救急業務	20	2	202
月山水道企業団 (昭和36.12.28設立)	藤島町大字藤島字 笹花12番地1	藤島町、三川町 (企業長 藤島町長)	同左	・上水道事業の設置経営	11	2	8
山形県消防補償等 組合 (昭和27.1.23設立)	山形市松波四丁目 1番15号 (山形県自治会館)	県内全市町村 (組合長 遊佐町長)	鶴岡市、藤島町、 羽黒町、櫛引町、 三川町、朝日村 温海町 (議員) 鶴岡市長 温海町長	(1)非常勤消防団員等の公務災 害補償事務 (2)消防団員退職報償支給事務	15	2	1
山形県自治会館管 理組合 (昭和35.4.1.設立)	山形市松波四丁目 1番15号 (山形県自治会館)	県内全市町村 (管理者 大江町長)	鶴岡市、藤島町、 羽黒町、櫛引町、 三川町、朝日村 温海町 (議員) 三川町長	・自治会館の維持管理	10	2	1
山形県市町村職員 退職手当組合 (昭和35.10.1設立)	山形市松波四丁目 1番15号 (山形県自治会館)	山形市、米沢市、酒 田市、天童市を除く 全市町村と16の一 部事務組合 (組合長 舟形町長)	鶴岡市、藤島町、 羽黒町、櫛引町、 三川町、朝日村 温海町 (議員) 羽黒町長 朝日村長	・退職手当事務並びに財団法 人の設立に関する事務	13	2	4
庄内広域行政組合 (昭和47.5.10設立)	三川町大字押切新 田字茨谷地50番地 三川町大字横山字 袖東19番地1 (庄内総合支庁内)	庄内14市町村 (理事長 鶴岡市長)	鶴岡市、藤島町、 羽黒町、櫛引町、 三川町、朝日村 温海町 (理事) 藤島町、羽黒町、 櫛引町、三川町、 朝日村、温海町	(1)庄内広域行政圏計画及び庄 内地方拠点都市地域基本計 画の策定並びに事業の実施 (2)卸売市場法に基づく青果物 地方卸売市場の設置、管理 運営 (3)食肉流通施設の設置、管理 運営 (4)市町村職員の共同研修の実 施	24	2	9
山形県市町村交通 災害共済組合 (昭和44.3.29設立)	山形市松波四丁目 1番15号 (山形県自治会館)	長井市、南陽市外2 6町村(河北町、西川 町、朝日町、大江町、 大石田町を除く) (組合長 松山町長)	藤島町、羽黒町、 櫛引町、三川町、 朝日村、温海町 (議員) 藤島町長 羽黒町長	・交通災害共済事業	8	2	-
東田川郡町村組合 (昭和45.10.3設立)	藤島町大字藤島字 笹花25番地	藤島町、羽黒町、 櫛引町、三川町、 朝日村、余目町、 立川町 (組合長 藤島町長)	藤島町、羽黒町、 櫛引町、三川町、 朝日村 (議員) 羽黒町長、 櫛引町長、三川町 長、各町村議長 (監査) 朝日村長	・電機事業組合の資産を継承 し育英事業に関する事務	14	2	-

協議会の概要（地方自治法第252条の2）

（平成15年10月1日現在）

協議会名	所在地	構成市町村等	庄内南部市町村	共同処理する事務
庄内視聴覚教育協議会 〔昭和47.4.1設立〕	酒田市本町二丁目2の45	庄内14市町村 (会長 酒田市長)	鶴岡市、藤島町、 羽黒町、櫛引町、 三川町、朝日村、 温海町	(1)庄内視聴覚ライブラリーの設置及び運営 (2)視聴覚教材、機材の共同購入、共同保管及び共同利用 (3)視聴覚教育の普及及び研究指導 (4) この協議会の目的達成に必要な事項
庄内南部地区合併協議会 〔平成14.10.10設立〕	鶴岡市馬場町9の25	鶴岡市、藤島町、 羽黒町、櫛引町、 三川町、朝日村、 温海町 (会長 鶴岡市長)	同左	(1)合併に関する協議 (2)新市建設計画の作成 (3)合併に関し必要な事項

機関等の共同設置の概要（地方自治法第252条の7）

（平成15年10月1日現在）

機関等の共同設置	所在地	構成市町村等	庄内南部市町村	共同処理する事務
庄内南地区介護認定審査会 〔平成12.4.1設立〕	藤島町大字藤島字笹花25番地	藤島町、羽黒町、 櫛引町、三川町、 朝日村、温海町	同左	(1)各町村から求められた要介護認定等に関する事項に関する審査・判定業務